

- 「町田市の景観施策のあり方について（答申）」では、今後の「景観施策検討の方向性」及び「今後取り組む景観施策の具体的イメージ」を整理し、「見直しが必要となる計画・施策等」を整理しました。
- 第2回専門部会では、町田市景観計画の「第5章 景観法に基づくその他の方針等」と「（仮称）町田市屋外広告物条例の制定に関する検討」を行います。
- 「第5章 景観法に基づくその他の方針等」の検討は、答申に示された「今後取り組む景観施策の具体的イメージ」の中でも、主に赤枠で示した内容について検討を行います。
- 「町田市の景観の特性を踏まえた屋外広告物制度の方向性の検討」は、主に青枠で示した内容について検討を行います。

■「町田市の景観施策のあり方について（答申）」p4「景観施策検討の方向性」「今後取り組む景観施策の具体的イメージ」における本日の検討の位置づけ

景観施策検討の方向性	今後取り組む景観施策の具体的イメージ	対応方法
<p>①暮らしの質を高める景観づくりを推進する</p> <p>○地域特性に応じた景観誘導を行うなど、それぞれの地域が持つ魅力を景観の視点からさらに高める取り組みを推進する。(将)</p> <p>○地域特性に応じた屋外広告物や建築物等の一体的な景観づくりを推進する。(美) (将)</p> <p>○地域特性や計画建物等の機能を踏まえながら、個別の案件に対して効果的に景観誘導を行える仕組みを整える。(美) (将)</p>	<p>○地域ごとの多様な暮らし方に対応できるよう、きめ細やかな景観形成基準の見直し 景観計画第4章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や幹線道路、住宅地等の地域特性に応じた空間づくりの基準の設定 ・接道部における緑化の推奨など見えるみどりの適切な誘導（緑化率の設定等） <p>○町田市屋外広告物条例を制定し、市独自の基準等を設定 景観計画第5章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の地域特性に合わせて、建築物等と一体的な屋外広告物の誘導を実施 <p>○現在公共事業で行っている専門家（景観アドバイザー）との景観協議を、一定規模以上の民間事業においても導入することを検討 景観計画第4章</p>	<p>①景観計画の改定</p> <p>②景観条例の改正</p> <p>③屋外広告物条例の制定</p> <p>④景観条例の改定</p>
<p>②都市づくりを先導する場所で、より魅力的な空間・景観を創る</p> <p>○今後、都市づくりの軸になる多摩都市モノレール沿線では、軌道や駅の整備を含め周辺地域の特徴を活かした魅力ある空間・景観づくりを推進する。(将) (変)</p> <p>○拠点的な整備に取り組む場所では、より戦略的に景観づくりに取り組む。(美) (将)</p>	<p>○多摩都市モノレール沿線を対象に景観づくりを推進する方針や施策の構築 景観計画第5章</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要公共施設の指定を将来見据えた、景観形成の方針・基準を景観計画に位置づけ <p>○拠点の市街地での施設整備における「方針」や「構想」策定時に景観まちづくりの考え方を、市民や事業者とも共有できるよう周知 景観計画第5章 →景観計画第6章で検討</p>	<p>①景観計画の改定</p> <p>○その他(効果的な周知方法検討)</p>
<p>③景観づくりに関わる新しい技術に対応するとともに、新たな仕組みを積極的に取り入れる</p> <p>○ソーラーパネルや通信アンテナなど、暮らしを便利で豊かにする新たな要素とまちが調和する景観づくりの推進を図る。(変)</p> <p>○エリアマネジメント広告を活用し、まちの活性化や魅力向上のつながる仕組みを導入する。(変)</p>	<p>○近年、増加するソーラーパネルなどに対する景観形成基準の設定 景観計画第4章</p> <p>○エリアマネジメント広告^{注1)}を活用するための仕組みの導入の検討 景観計画第5章</p> <p><small>注1) まちづくりの担い手が、景観向上のためのルールに基づき、公道上並びに民有地の屋外広告物を企業に販売し、得られた広告収入をエリアマネジメントの財源に充てる事業のこと。</small></p>	<p>①景観計画に記載</p> <p>③屋外広告物条例の制定</p>
<p>④まちづくり活動を幅広く支援し、市民が景観づくりに関わる機会を増やす</p> <p>○市民による景観づくりの取り組みを、街づくり活動のひとつとして捉え、効果的な支援の方法や仕組みを整える。(美)</p> <p>○生活風景宣言や地域景観資源など、現在使われていない支援の仕組みや方法を再考する。(美)</p>	<p>○生活風景宣言等の景観づくりの取り組みについて、「町田市住みよい街づくり条例」の制度と連携しながらより効果的な支援策を検討（専門家の派遣や情報発信等） 景観計画第6章</p> <p>○市民や事業者の良好な取り組み事例を、評価し推進するための景観賞の活用や、景観づくりの普及啓発のため「景観づくり市民サポーター制度」の活用等、既存制度の効果的な活用を検討 景観計画第6章</p> <p>○次世代を担うファミリー層や子どもを対象にした景観学習等の取り組みの実施 景観計画第6章</p>	<p>①景観計画の改定</p> <p>②景観条例の改正</p> <p>○その他(効果的な実施方法を検討)</p>
<p>⑤事業者との協働による景観づくりの充実を図る</p> <p>○より計画の早い段階で事業者と相談・協議ができるよう、届出手続のプロセスを改善し、景観誘導の実効性を高める。(美)</p> <p>○規制誘導だけでなく、事業者による優良事例を推進する方法を検討する。(美)</p>	<p>○「町田市住みよい街づくり条例」の「早期周知による街づくり」の運用と合わせて、事業計画の構想段階から協議を行えるよう、届出手続きに関する事前相談時期を検討 景観計画第4章</p> <p>○優良事例の周知や評価の仕組みを構築 景観計画第6章</p>	<p>②景観条例の改正</p> <p>○その他(パンフレット等の作成)</p>
<p>⑥行政が率先して景観づくりを実践し市のブランディングにつなげる</p> <p>○公園・道路など、市の景観づくりを先導する場所における、景観づくりの視点を重視し、行政が率先してまちのブランディングにつながる景観づくりに取り組む。(美)</p>	<p>○公共施設の協議事項が反映されやすいよう、協議開始時期を明確化 景観計画第6章</p> <p>○公共施設の協議時の考え方を、施設単体で捉えず、周辺環境一帯の魅力を高め、まちへの波及効果をもたらすような協議ができるよう、チラシや手引きなどを用いて明示 景観計画第6章</p>	<p>○その他(公共事業景観形成指針の手引き作成)</p>

※P3【景観施策検討の基本的な考え方】との関係性：(美) 目標や方針の実現性・実効性を高める (将) 将来像を景観の視点から実現する (変) 社会状況の変化への対応を図る